

施策カルテ

1 施策の位置付け

				担当課	行政経営課		
総合計画 政策の柱	持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	政策名 (基本施策名)	市民の相互理解と共生のこころを育む	取組の 基本方向	「市民の相互理解と共生のこころを育む」ため、市民一人ひとりがあらゆる人権を守るための「かけがえのない個人の尊重」、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくための「男女共同参画の推進」、在住外国人が地域社会において安心して日常生活を送ることのできる「多文化共生の地域づくり」に、重点的に取り組みます。	政策目標 (基本施策目標)	市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	かけがえのない個人の尊重						④ 施策の達成状況	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)
	② 施策目標							指標① (総合計画に基づく指標)	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
② 施策目標	すべての市民が、個人として尊重され、その人権が擁護されています。						④ 施策の達成状況	指標① (総合計画に基づく指標)	39.7	41.9	44.2	46.4	48.7	70.4%
③ 施策を取巻く環境	国・県等の動向	国においては、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、基本的人権の尊重という普遍的な視点からの取組や、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの具体的な課題に対して取り組んでいる。また、県においても、DVや虐待など顕在化してきた課題に対応しながら、人権教育や人権啓発施策に積極的な取組を行っている。				指標②		37.4	29.7	36.6	34.3	-----	#DIV/0!	
外部意見 その他	市議会においても、DV防止に関する質問のほか、児童虐待やいじめ、高齢者虐待の問題など、人権に関する質問がなされており、行政の積極的な取組が求められている。				指標③	-----		-----	-----	-----	-----	#DIV/0!		
						指標④ (特記事項)		-----	-----	-----	-----	-----	-----	

  

⑤ 市民意識調査結果	市民の 施策満足 度	24.8%	市民の 施策重要 度	83.5%	⑥ 施策の評価	達成度 (単年度目標)	達成している (90%以上)	● 概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	女性、子ども、高齢者、障がい者など、あらゆる市民を対象とし、一人ひとりの権利が守られていると感じられる人権擁護施策を実施している。	⑦ 現状分析と課題の抽出 (③⑤⑥を踏まえた分析)	成果が見られる点	本市ではあらゆる市民を対象とした取組のほか、DVや虐待など人権に関する新たな課題に対する積極的な取組により、潜在的だった課題についても対応が進んでいる。
						必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している	● 横ばい	● 減少している	説明	市民意識調査において、本施策の重要度は第10位(全91施策)となっており、また、DV等の女性相談件数や児童虐待通告件数等が増加していることから、住民・社会ニーズは高いと思われる。		改善の必要な点	市民意識調査によれば、本施策の重要度は高いと認識しているものの満足度は中位であり、必ずしも市民の満足が得られているとはいえない状況であり、高い住民・社会ニーズにこころを配ることが求められている。このことから、社会の多様化、複雑化に対応した、きめ細かな人権擁護施策を推進するため、国の人権擁護に関する世論調査なども参考にしながら、より総合的、効果的に施策を展開できるよう、関係部所が横の連携を密にし、取組を進める必要がある。
						適切性 (適切な事務事業の選択、実施)	● 十分である	● 不十分な事業が一部ある	● 不十分な事業が複数ある	説明	人権擁護施策については、女性、子ども、高齢者、障がい者など、あらゆる市民を対象としており、そのほとんどが活動指標としての目標を達成している。			
						有効性 (政策目標への効果)	● 十分である	● やや不十分である	● 不十分である	説明	人権講話をはじめとする啓発事業とともに、喫緊の課題となっているDV被害者の支援をはじめ、あらゆる市民を対象とした個別施策が継続的に実施されており、政策目標を達成するために有効である。			

3 今後の取組方針

⑧ 取組の考え方	総論	人権擁護施策については、市民及び職員の人権意識の高揚を図るため、セミナー等の取組を継続的に実施するほか、子どもや高齢者、障害者などに係る人権の課題解決に向けて引き続き取り組むこと。喫緊の課題であるDV、児童虐待、高齢者虐待等の問題については、関係機関との連携強化等によりその根絶に向け努めるとともに、被害者の支援等に積極的に取り組むこと。また施策の目標が早期に達成できるよう、「宇都宮市人権施策推進指針」を踏まえ、効果的な事業の展開について、関係課が連携を密にすること。	⑨ 政策評価 会議意見	人権施策推進指針を踏まえ、子どもや高齢者、障がい者など様々な人権の課題解決に向けて関係課が連携を密にし、取り組むとともに、DVや児童虐待、高齢者虐待等の喫緊の課題に対し、関係機関との連携強化等により積極的に取り組む。人権意識を一人ひとりに浸透させるため、人権擁護委員の支援や人権啓発活動事業など、幅広い市民に対して行う啓発・相談事業を引き続き実施する。DV対策に係る事業については、引き続き喫緊の課題として対応していく。人権擁護施策に係る補助事業については、より効率的・効果的な補助内容に精査するとともに、相談事業については、より効果的な実施方法の検討を進める。
	重点事業	人権啓発活動事業、宇都宮人権擁護委員協議会負担金、宇都宮人権擁護委員協議会活動補助金については、幅広い市民に対して行う啓発・相談事業であり、人権意識を一人ひとりに浸透させるためには、こうした事業を継続的に実施することが重要であることから、引き続き実施する。配偶者暴力相談支援事業については、DV等の女性相談件数が増加傾向にあるなど潜在的ニーズが高いと想定されることから、引き続き喫緊の課題として対応していく。		
	見直し事業	人権擁護施策に係る補助事業については、より効率的・効果的な補助内容に精査するとともに、相談事業については、より効果的な実施方法の検討を進める。		

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	H21	H22	重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費 (千円)	事業費 (千円)			
1	宇都宮人権擁護委員協議会負担金 担当課 行政経営課	宇都宮人権擁護委員協議会		3市2町内における人権相談件数	1,000	1,000	1,030	975	A	継続	市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らし、差別のない明るい社会を形成していくため、地域において人権啓発活動等を実施している人権擁護委員の活動は重要性が高いことから引き続き支援していく。(人権相談件数の実績値については、平成22年度より相談内容を細分化して集計する方法に変更した。)
					633	1,559					
2	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金 担当課 行政経営課	宇都宮市人権擁護委員協議会宇都宮部会	S30	人権講話実施校数	15	15	400	400	A	継続	市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らし、差別のない明るい社会を形成していくため、地域において人権啓発活動等を実施している人権擁護委員の活動は重要性が高いことから引き続き支援し、本市における人権相談については、より効果的な実施方法の検討を進める。
					15	16					

様式 2

3	配偶者暴力相談支援事業		DV被害者	H20	DV相談件数	550	650	3,330	4,377	A	拡大	DV対策は喫緊の課題であり、一貫した対策を推進するため、20年度に設置した配偶者暴力相談支援センターを広く周知するとともに、平成21年3月に策定した「配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、DVの防止から被害者の自立支援まで各種事業を実施していくことに加え、平成23年度から、DV被害者の法律相談を実施するなど、支援体制の充実強化を図る。	
	担当課	男女共同参画課				760	667						
	配偶者暴力相談支援事業			H20	保護命令書面照会件数	5	5						
	担当課	男女共同参画課				7	6						
配偶者暴力相談支援事業		H21	自立支援事業における居場所利用人数	100	280								
担当課	男女共同参画課			204	216								
4	女性相談事業		家庭内の問題や人間関係等で悩んでいる女性。売春防止法に基づく要保護女子やDV被害者	S25	女性相談件数	2,400	2,400	4,903	4,680	A	継続	相談件数が増加し、市民ニーズは高くなっていることから、複雑多様化する女性の悩みに適切に対応するため、相談員の資質向上や庁内外の関係機関と連携強化を図りながら引き続き実施していく。	
	担当課	男女共同参画課				2,304	2,434						
	女性相談事業			H16	法律相談開催件数	12	12						
	担当課	男女共同参画課				12	12						
女性相談事業		H10	カウンセリング開催件数	23	23								
担当課	男女共同参画課			22	23								
5	人権啓発活動事業		職員	H16	栃木県ヒューマンライツセミナー出席者	25	25	25	20	B	継続	人権に係る研修機会は継続的に確保することが必要であることから、職員に対する人権に係る研修会等の参加については引き続き実施していく。また、人権擁護委員と連携し、市民を対象とした人権啓発活動などを展開していく。	
	担当課	行政経営課				10	15						
6	民間団体DV被害者支援事業補助金		認定特定非営利法人 ウィメンズハウスとちぎ	H22	被害者をシェルターで保護した延べ日数	—	344	—	800	B	継続	DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への補助は有効な手段であることから、今後も利用状況や活動状況を踏まえながら支援していく。	
	担当課	男女共同参画課				—	253						
	民間団体DV被害者支援事業補助金			認定特定非営利法人 ウィメンズハウスとちぎ	H22	被害者がステップハウスを利用した延べ日数	—						300
	担当課	男女共同参画課					—						533
民間団体DV被害者支援事業補助金		認定特定非営利法人 ウィメンズハウスとちぎ	H22	自助グループの開催日数	—	24							
担当課	男女共同参画課				—	35							
再掲	虐待防止事業		児童（18歳未満）	H13	組織での対応により、健全育成が図られた児童数	69	62	—	—	—	拡大	市民の関心の高まりによる通告件数の急激な増加から、児童虐待に対する体制を強化するため、教員を配置し学校との連携を強化する。また、地域における見守りや乳幼児健診未受診児の訪問事業などによる未然防止、早期発見、早期支援の充実強化に努める。	
	担当課	子ども家庭課				98	140						
再掲	家庭児童相談室		児童とその保護者等	S40	相談、助言等を受け、児童の健全育成が図られた件数	3,000	3,400	—	—	—	拡大	多様化、複雑化する家庭事情において、児童の養育の相談への対応は、問題解決までに困難を極める事例が多くなってきており、相談体制を強化するため、相談員を増員する。	
	担当課	子ども家庭課				3,405	4,405						
再掲	高齢者虐待防止事業		65歳以上の高齢者及び養護者等	H18	高齢者虐待に関する相談件数	65	70	—	—	—	継続	高齢社会の進行に伴い、家庭における介護負担は増加の傾向にあるため、継続した周知、啓発活動を行い、潜在するケースに働きかけを実施していく。	
	担当課	高齢福祉課				73	70						
再掲	障がい者週間啓発事業		市民	H12	授産品配布人数	1,050	1,100	—	—	—	継続	障がいや障がい者の理解促進に向け、広く市民へ啓発する効果的な機会であることから、より効果的な手法を検討しながら、事業を継続する。	
	担当課	障がい福祉課				1,100	1,180						
施策事業費合計								9,688	11,252				